

## 特定不妊治療費の助成を拡充します！

～2回目以降の採卵を伴う治療のうち、いずれか1回の助成額の上乗せを開始～

千葉市では、特定不妊治療費（体外受精及び顕微授精）に要した費用の一部を助成していますが、特定不妊治療のうち2回目以降の採卵を伴う治療のいずれか1回について、助成額の上乗せを行いますので、お知らせします。

### 1 趣旨・目的

治療費が高額な特定不妊治療を受ける夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、国制度に基づき「特定不妊治療費助成事業」を実施しています。

しかしながら、特定不妊治療の中でも採卵を伴う治療費は、助成を受けてもなお自己負担が高額であることから、妊娠を望む夫婦の経済的負担を軽減するため、市単独による上乗せ助成を行います。

### 2 対象者

以下のすべての要件を満たしている方が対象です。

- (1) 治療開始時から継続して法律上の婚姻をしている夫婦
- (2) 夫婦のいずれか一方又は双方が本市に住所を有すること
- (3) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
- (4) 特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師に診断されたこと
- (5) 指定医療機関において、特定不妊治療を受けていること
- (6) 夫及び妻の前年の所得（1月1日から5月31日までの間に助成申請をする場合は、前々年の所得）の合計額が730万円未満であること

### 3 拡充内容

採卵を伴う治療A、B、D、Eの助成額を引き上げます。（2回目以降の治療のうちいずれか1回について、助成上限額を15万円→30万円又は25万円に増額）。令和2年4月1日以降に終了した治療が対象です。

特定不妊治療の内容等 (治療ステージ) ※1	助成上限額		
	初回	2回目以降	市単独助成 2回目以降の治療 うちいずれか1回
治療B	30万円	※2 15万円	※2に加えて、15万円上乗せ
治療A、D、E	30万円	※2 15万円	※2に加えて、10万円上乗せ

#### ※1 参考

〈特定不妊治療（体外受精・顕微授精）の治療ステージ〉

治療A：新鮮胚移植を実施

治療B：凍結胚移植を実施

治療C：以前凍結した胚を解凍して胚移植して実施

治療D：体調不良等により移植のめどが立たず治療終了

治療E：受精できずまたは、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止

治療F：採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

#### 4 助成回数

初回治療開始時の妻の年齢	40歳未満	40～42歳	43歳以上
通算助成回数	43歳になるまで通算6回まで	43歳になるまで通算3回まで	助成対象外

※1 助成回数は、他の都道府県・政令指定都市・中核市で受けた助成も通算されます。

※2 上限回数に満たない場合でも、治療期間の初日における妻の年齢が43歳以上の場合は助成対象外となります。

#### 5 申請方法

対象者が居住する区の保健福祉センター健康課に申請が必要です。

<受付開始日> 令和2年7月1日(水)

#### 6 周知方法

各区保健福祉センター健康課窓口および特定不妊治療費助成事業の県内指定医療機関においてリーフレットを配布するほか、市政だより7月号およびホームページに掲載します。

#### 7 問い合わせ・申請先

各区保健福祉センター健康課

	電話番号	FAX 番号
中央区	221-2581	221-2590
花見川区	275-6295	275-6298
稲毛区	284-6493	284-6496
若葉区	233-8191	233-8198
緑区	292-2620	292-1804
美浜区	270-2213	270-2065